

共済事業のあらまし (令和2年7月作成)

岩手県社会福祉協議会「民間社会福祉事業職員共済事業」は、県内の民間社会福祉事業職員の福利増進を目的としています。

【法人設立】

法人の認可 昭和30年8月10日
制度・事業の開始 昭和34年4月1日 (現在61年を経過)

【加入法人・会員数】

289 法人 12,959 名 (令和2年3月31日現在)

【加入対象職員】

岩手県社会福祉協議会の会員である民間社会福祉施設・団体に常時勤務する有給専従者のうち、就業規則、労働協約等により、共済事業の受益者とされた者。

【会費額】

本人掛金 : 標準給与額の $28.75/1,000$ 事業主負担分 : 標準給与額の $28.75/1,000$

※「標準給与額」算定基礎となる本俸月額、給与の諸手当や調整額を含みません。加入時の本俸額で会費額が決定され、その後毎年7月に7月1日現在の本俸額に基づき会費額の改定を行います。

【給付事業】

- (1) 退職に伴う退会共済金の給付
- (2) 慶弔見舞金の給付 (結婚・出産祝金、長期療養・災害見舞金、死亡弔慰金)

【会費の納入と給付のしくみ】

